

<一般委託>

公共下水道管路施設巡回業務委託（その2）（一般委託）仕様書

公共下水道管路施設巡回業務委託（その2）に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	供用開始区域内の管路施設の機能を正常な状態に保つために巡回、点検、清掃、廃棄物の運搬を行うものである。
2	履行期間	令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市公共下水道供用開始区域
4	業務内容	(1) 管路施設巡回業務 78日 (2) 緊急巡回業務 3回 (3) 交通誘導警備業務 12人 (注 この数量は予定であり、発注量を保証するものではありません。)
5	特記事項	「公共下水道管路施設巡回業務委託（その2）特記仕様書」「産業廃棄物処理作業（混合廃棄物）特記仕様書」のとおり。 また、当該予算が本市議会で承認され、委託者と受託者の両者が合意した場合、令和6年4月1日から9月30日まで同内容の業務について、同一単価で随意契約にて委託をする予定。
6	関係法規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1) 産業廃棄物収集運搬業の許可（廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類） （神奈川県知事、あるいは横須賀市長の許可）
8	契約方法	単価による業務委託契約（一般委託）：単位 管路施設巡回業務（円/日） 緊急巡回業務（円/回） 交通誘導警備業務（円/人）
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 各単価に数量を乗じた金額は、円未満切捨てとする。 消費税として精算額に、その税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市上下水道局 技術部 下水道管渠課 中田 知孝 電話 046-822-8396

<指示又は希望事項>

グリーン物品購入 及び 環境配慮関係	<ul style="list-style-type: none"> この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 （上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照） 本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。
--------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

公共下水道管路施設巡回業務委託（その2）

			（税抜き：円）	
作業名	予定数量	単 位	上限単価	契約単価
管路施設巡回業務	78	日	95,138	
緊急巡回業務	3	回	54,349	
交通誘導警備業務	12	人	30,486	

- ※契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること
- ※交通誘導警備業務は令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価の『交通誘導警備員B』を下限単価とすること
- ※予定数量に単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること
- ※契約単価は、契約者が記入する。

公共下水道管路施設巡回業務委託（その2） 特記仕様書

1 委託目的

横須賀市公共下水道供用開始区域内において、管理者の指定する管路施設の状態を把握し、異常の有無を確認して適切な処置を講じ、当該施設の機能を正常な状態に保つため巡回、点検、清掃及び廃棄物の運搬を行うものである。

2 委託項目

次に掲げる業務について、それぞれの単価で契約する。

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 管路施設巡回業務 | 1日当たり |
| (2) 緊急巡回業務 | 1回当たり |
| (3) 交通誘導警備業務 | 1人当たり |

3 履行条件

本業務委託の履行にあたっては、下記の条件を満足していること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められている、神奈川県知事、あるいは横須賀市長の産業廃棄物収集運搬業の許可(廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)を有していること。
- (2) 市民からの緊急の苦情等に、迅速な対応が出来る市内業者であること。

4 業務内容

(1) 管路施設巡回業務

ア 巡回時間は午前8時30分から午後5時とする。

イ 市内公共下水道施設を巡回し点検及び清掃を行う業務。

特に雨水吐マンホール、重点箇所、雨水放流渠、雨水調整池、遊歩道広場は定期的に巡回を行う。

ウ 苦情、事故等での緊急な巡回を行う業務。

エ 大雨の恐れがある時の公共下水道施設の使用停止、再開を行う業務。

(2) 緊急巡回業務

巡回時間以外で、大雨の恐れがある時の下水道施設の使用停止、再開を行う業務。

(3) 交通誘導警備業務

現場条件に応じて、交通誘導を行う業務。

5 実施要領

作業の詳細については別紙「実施要領」による。

6 完了届

月末締めをもって速やかに報告書類とともに「完了届」を提出すること。
委託代金の請求は業務完了後に行うこと。

7 報告書類

巡回業務の実績については、月ごとに「報告書類」を作成し提出すること。

- (1) 集計表 公共下水道施設巡回業務については、巡回日ごとの巡回箇所、清掃箇所一覧表を作成すること。
また、緊急巡回業務については、巡回日時、業務内容を報告すること。
- (2) 日 報 管理者指定の様式により提出すること。
- (3) 写 真 記録写真は作業を行った箇所について、委託名、作業場所、日付が入った黒板とともに、清掃前・清掃中・清掃後（同一箇所から撮影）を一組として作業記録写真帳に整理し提出すること。
写真はサービス版カラー写真で、写真帳はA4版とする。
- (4) 産業廃棄物の収集運搬
混合廃棄物の収集運搬については、それぞれの運搬に応じたマニフェストB2票とともに報告すること。
- (5) 交通誘導警備員の配置
交通誘導警備員を配置した際は、警備日報（写し可）を提出すること。

8 賠償責任及び補償

- (1) 受託者は、公共下水道施設に損害を与えた時は、直ちに水道局監督員（以下「局監督員」という。）に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧すること。
- (2) 受託者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた場合は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

9 機密保持

この業務に関連して業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

10 協議

この仕様書に記載されていない事案が生じた場合は、事前に局監督員と協議のうえ承諾を得て施工するものとする。

11 その他

- (1) 受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。

公共下水道管路施設巡回業務委託 実施要領

1 目的

巡視点検は公共下水道管路施設が埋設されている道路の状態・マンホールの蓋の状態、マンホール内部及びマンホールから目視できる範囲の管面や堆積物、下水の流下状況を観察することによって管路施設の状態を把握するとともに、水路、調整池のスクリーン等に引っかかる支障物等を撤去、清掃するものである。

2 管路施設巡回業務

- (1) 別表 1 の雨水吐マンホールを 15 日に 1 度の割合で巡回を行い、点検及びスクーンの取替え清掃、支障物の撤去を行なうこと。
- (2) 別表 2 の重点巡回箇所について、15 日に 1 度の割合で巡回を行い、点検及び清掃を行うこと。併せて移動中や点検箇所周辺の施設についても巡視すること。
- (3) 別表 3 の雨水放流渠について、1 月に 1 度の割合で巡回を行い、点検及び支障物の撤去を行うこと。
- (4) 別表 4 の雨水調整池について、1 月に 1 度の割合で巡視を行い、点検及び支障物の撤去を行うこと。
- (5) 別表 5 の遊歩道・広場について、毎週月曜日に巡回を行い、点検及び清掃を行うこと。
- (6) 局監督員から履行期間中に巡回箇所の追加、削除の指示があった場合は、速やかに対応すること。
- (7) 巡回点検で異常箇所・破損を発見したときは、速やかに局監督員に一報を入れ、月ごとに「報告書類」で報告すること。
- (8) 大雨の前後においては、異常の発生が予測されるので、重点的に巡回すること。
- (9) 局監督員から「緊急巡回指示」があった場合は、速やかに指示された場所に急行し、現場の状況を把握し、局監督員に報告すること。単なるゴミ等による閉塞など簡単な道具（清掃用ロッド程度）で処理できる場合は、その場で解決すること。
- (10) 局監督員から汚水ます閉塞の「緊急巡回指示」があった場合、つまりの原因の場所を特定し、その場所が宅地内の場合は、清掃に係わる費用はお客様負担であることを伝えること。
- (11) 台風や大雨の警報が発表され、局監督員から公共下水道施設の使用停止の指示があった場合は、速やかに定期巡回を中止し「大雨等による施設の使用停止マニュアル」に従い公共下水道施設の使用停止を行うこと。また、局監督員より施設使用の再開の指示があった場合は、同マニュアルに従い公共下水道施設の使用再開をすること。
- (12) 巡回清掃によって排出された産業廃棄物（混合廃棄物）については、指定の処分場まで運搬すること。

3 緊急巡回業務

管路施設巡回業務の履行時（巡回予定日の午前 8 時 30 分～午後 5 時）以外で、台風や

大雨の警報が発表され、局監督員から公共下水道施設の使用停止の指示があった場合は、速やかに「大雨等による施設の使用停止マニュアル」に従い公共下水道施設の使用停止及び再開を行うこと。ただし、局監督員からの指示が深夜のときは、公共下水道施設の停止、再開の作業は翌朝の実施で構わない。

4 巡回点検内容

(1) 管 渠

- ア 漏水、破損の有無
- イ 勾配の状況等

(2) マンホール、汚水ます、雨水ます

- ア 蓋の破損、ガタツキ、表面磨耗、腐食、錆の有無
- イ 躯体の破損の有無
- ウ 路面とのすり付け状況
- エ 足掛金具の腐食状況
- オ 管口の状況等

(3) 水路等

- ア 水路躯体、フェンス、門扉の破損の有無
- イ 汚砂等の堆積状況
- ウ スクリーン設置箇所の状況
- エ 不法投棄、不法占用の有無等

(4) 雨水吐マンホール

- ア 管口およびスクリーンの状況
- イ 汚砂等の堆積状況等

(5) 雨水調整池

- ア 流出口のスクリーンの状況
- イ 調整池内の土砂の堆積状況
- ウ 調整地内及び周辺管理用地の雑草の繁茂状況等

(6) 遊歩道・広場

- ア 施設内水路、側溝の状況
- イ 施設の破損の有無
- ウ 雑草の繁茂状況等

(7) その他の施設

- 施設の破損の有無

5 交通誘導警備業務

現場条件に応じて、交通誘導警備員が必要な場合は、配置すること。

雨水吐マンホール巡回点検か所

別表 1

追浜、逸見・汐入、下町第1、下町第2、根岸、森崎地区

No	処理区	地区名	排水区名	番号	所 在	水路の位置等	スクリーン設置	スクリーン等	
1	追 浜	追 浜	鷹 取	1	鷹取町2-95	鷹取町2-95～追浜本町	H18	3枚	
2				湘南鷹取5-20	湘南鷹取5-20～6-23	H18	4枚		
3			追 浜	3	湘南鷹取2-2	湘南鷹取2-2	H18	5枚 H17流量計設置	
4	下 町	逸見・汐入	逸 見	4	東逸見町4-16	東逸見町4-16～4-42	H12	3枚	
5				汐 入	5	汐入町2-5	東京湾	H12	1枚
6			汐 入	6	汐入町3-8	汐入町3-8～2-38	H12	4枚	
7				坂 本	7	坂本町2-35	中央幹線	H12	2枚
8			8		坂本町5-10	坂本町5-10～1-27	H12	5枚	
9			下町第1	若 松	10	若松町3-20	若松町3-20～日の出町	H12	4枚
10					11	米が浜通2-15	米が浜通2-15～日の出町	H11	4枚
11				三 春	12	安浦町2-15	安浦町2-16～3-2	H11	4枚
12		13			安浦町3-19	安浦町3-19～3-4	H11	4枚	
13		14			安浦町3-27	安浦町3-27～3-13	H11	4枚	
14		15			三春町6-31	三春町6-31～1-13	H11	3枚	
15		堀ノ内			16	三春町3-32	三春町3-5～3-13	H2	3枚
16				17	三春町3-11		H2	3枚	
17				18	三春町4-46	三春町3-23～3-13	H2	4枚	
18				19	三春町4-63	三春町4-63～4-5	H2	3枚 H17流量計設置	
19				下町第2	大 津	20	大津町3-18-5	三春町3-18-5～大津漁港	H2
20		21				大津町2-7-10	大津町2-7-10～馬堀海岸1-17-3	H2	3枚
21		馬 堀			22	馬堀町1-9-3	馬堀町1-9-3～馬堀海岸2-1-1	H2	2枚
22					23	馬堀町2-13-1	馬堀町2-13-1～馬堀海岸2-16-13	H19	5枚
23					24	馬堀町2-12-12	馬堀町2-12-12～馬堀海岸2-16-13	H2	3枚
24			25		馬堀町3-11-1	馬堀町3-11-1～馬堀海岸3-30-18	H2	4枚	
25			58		馬堀町2-13	雨水第1幹線（シールド）	H15	4枚	
26			根 岸		根岸第1	44	根岸町5-29-20	根岸町5-29-20～平作川	H17
27		根岸第2		45		根岸町5-16-4	根岸町5-16-4～3-2枚	H17	3枚
28				46	根岸町2-28	根岸町2-23-28～3-2	H17	3枚	
29		森 崎	大矢部	47	大矢部3-3-11	矢部川	H19	4枚	
30			岩 戸	48	岩戸2-6-12	岩戸川	H18	5枚 流失するため取外し中	

雨水吐マンホール巡回点検か所

別表1

久里浜第1、浦賀地区、平作、上町地区

No	処理区	地区名	排水区名	番号	所在	水路の位置等	スクリーン設置	スクリーン等
31	下町	久里浜第1	池田	49	池田町5-3-29	平作川	H18	4枚
32			舟倉	50	久比里1-11-2	吉井川	H19	3枚
33				51	若宮台23-1	吉井川	H18	3枚
34				52	若宮台28-1	吉井川	H18	3枚
35				長瀬	53	久里浜台2-17	平作川	H18
36		浦賀	浦賀	54	光風台35-14	光風台35-14～浦賀港	H18	4枚
37	上町	平作	池上第2	27	池上4-5-13	平作川	H18	4枚
38		久里浜第1	不入斗	55	不入斗3-77	平作川（雨水第1幹線）	H16	3枚
39			佐野第1	56	佐野町2-6	平作川（雨水第1幹線）	H16	4枚 取外し中
40				57	佐野町4-51	平作川（雨水第1幹線）	H16	5枚
41				31	衣笠栄町2-64	衣笠栄町2-64～1-43	H17	3枚
42				32	不入斗町2-8-8	不入斗町2-8～2-1	H17	2枚
43				33	不入斗町2-10-2	不入斗町2-10-2～2-1	H18	3枚
44				34	佐野町2-6	宇東川	H17	3枚
45				35	佐野町1-13	佐野町1-5～公郷町2-1	H18	固定式 1枚
46			佐野第2	36	佐野町5-25	宇東川	H19	3枚
47				37	公郷町3-1 1	宇東川	H19	スクリーン2枚のうち 1枚取外し不能
48				38	佐野町5-1 7	宇東川	H19	2枚
49				39	公郷町3-10	宇東川	H19	2枚
50				40	佐野町3-54	宇東川	H17	4枚
51				公郷第1	41	公郷町3-119-7	公郷町3-119-7～1-45	H17
52			公郷第2	42	公郷町5-6	公郷町5-102-5～根岸町4-15	H17	5枚
53				43	三春町5-81		H19	2枚
54			衣笠	29	衣笠栄町3-22	衣笠栄町3-22～平作1-6-1	H17	4枚
55				30	衣笠栄町3-59	衣笠栄町3-59～3-54	H18	4枚

重点巡回点検か所

別表2

No	管理番号	排水区名	所 在	種 別	詳 細
1	1	追 浜	追浜本町1-14～93	雨水ます数か所	
2	3		追浜町2-16	水路・スクリーン	
3	4		追浜町2-64	グレーチング	
4	5		浜見台2-8-8	グレーチング	
5	6	船 越	船越町4-7	スクリーン	
6	10	吉 倉	吉倉町2-48	水路・スクリーン	
7	11	逸 見	西逸見町2-4	集水ます	側溝から枝葉の流入により閉塞の恐れがある
8	15	坂 本	坂本町6-26	集水ます	
9	16		坂本町5-17	水路・スクリーン	
10	17		坂本町2-37	雨水ます数か所	
11	18		坂本町4-4	雨水ます数か所	
12	19	汐 入	汐入町4-22	水路	
13	20		汐入町3-49～坂本町1-17	雨水ます及びグレーチング	雨水ます4箇所の上部が側溝になっていて見た目では判別できない
14	21	若 松	緑が丘32	雨水ます	側溝から枝葉の流入により閉塞の恐れがある
15	23		緑が丘4	集水ます	側溝から枝葉の流入により閉塞の恐れがある
16	25	三 春	三春町6-31	集水ます	側溝から枝葉の流入により閉塞の恐れがある
17	26	大 津	大津町4-22	雨水ます	側溝から枝葉の流入により閉塞の恐れがある
18	28	馬 堀	馬堀町1-23	遊水池・スクリーン	
19	29		馬堀町4-14	側溝	枝葉により最下流が閉塞する
20	30	汐 入	汐入町2-38	水路・スクリーン	
21	31	上 町	上町4-82	水路・スクリーン	民有水路
22	37	不入斗	不入斗町1-71	集水ます	
23	38		不入斗町4-43	集水ます	側溝から枝葉の流入により閉塞の恐れがある
24	39	佐野第1	佐野町1-1～不入斗町1-2	雨水ます数か所	落葉により閉塞の恐れがある
25	41		佐野町2-13	水路取込口	
26	42	佐野第2	佐野町1-27	水路・スクリーン	
27	43		佐野町3-50～富士見町3-34	水路	
28	46	富士見	富士見町3-11	集水ます・スクリーン	
29	49		富士見町1-53～1-46	雨水ます数か所	
30	51	公郷第1	公郷町5-32	雨水ます数か所	
31	52	公郷第2	公郷町2-13-4	幹線水路の本管への取込口	
32	55		平作4-10	スクリーン	
33	56	根 岸	根岸町2-23-28～2-9-2	雨水ます及びグレーチング数か所	
34	57		根岸町2-28-6	水路	
35	58	走 水	走水2-12-13～2-846	水路開口部～水路吐口	駐在所付近のボックス内の堆積土砂量の監視を含む
36	61	久里浜第1	久里浜2-16-8	水路・スクリーン	
37	63		久里浜3-9-2	水路取込口スクリーン	
38	64	久里浜第2	久里浜5-7-6	水路・スクリーン	

重点巡回点検か所

別表2

No	管理 番号	排水区名	所 在	種 別	詳 細
39	65		久里浜5-6-1~5-12-4	水路・スクリーン	
40	66		佐原5-16-8	水路・スクリーン	
41	67	長 瀬	長瀬1-16	水路吐口	
42	68	岩 戸	佐原4-1261	水路・スクリーン	
43	69	大矢部	大矢部5-9-20	水路・スクリーン	
44	70	池上第2	池上3-1	水路・スクリーン	
45	72	舟 倉	吉井1-6-8	水路・泥溜め	
46	73	長 浦	長浦町3-35	水路・スクリーン	
47	74	浦 賀	浦賀町1-21	水路	
48	75	若 松	若松町2-5	本管・マンホール	
49	77	森 崎	森崎1-13-22	水路	
50	78	平 作	平作2-16-3~2-22-7	水路	
51	79	池上第2	池上4-7-11	水路・スクリーン	
52	81	佐 島	佐島3-1-39	水路	
53	82	浦 賀	浦賀町6-104~6-113	水路	
54	83	田 浦	田浦町4-54	水路・スクリーン	
55	84	竹川支川(1)	林3-1-8	雨水ます	
56	85	長 浦	長浦町2-14	水路	
57	86	衣 笠	公郷町2-11-2	水路内集水ます	
58	88	若 松	小川町20	雨水吐水路	
59	89	久里浜2	久里浜8-16-17	水路・スクリーン	
60	90	公 郷	公郷2-11-4	スクリーン	
61	91	久里浜第2	久里浜2-22-5	水路・スクリーン	
62	92	森 崎	森崎2-13-15	水路	
63	93	鴨 居	鴨居1-14-2	水路・スクリーン	
64	94	岩 戸	岩戸1-5-4	水路	
65	95	船 越	船越町5-14~5-16	雨水ます3か所	国道施設に民有管が繋がれている箇所。維持管理は国道管理者
66	96	若 松	大滝町2-17	本管・マンホール	H20.8に油脂類の凝固による閉塞
67	97	武山地区	山科台1	本管・マンホール	
68	98	根岸第2	池田町5-15	マンホール	No.1-1マンホール
69	99	森 崎	森崎1-17	マンホール	No425-1マンホール
70	100	深 浦	浦郷町1-25	マンホール内スクリーン	
71	101		追浜東町3-84	水路内サポート	個人占有物が撤去されるまで
72	102	追 浜	鷹取町2-16-1	水路・スクリーン	
73	103	公郷第2	公郷町5-108-1	水路・スクリーン	
74	104	平 作	平作5-30	水路・スクリーン	

雨水放流渠巡回点検か所

別表3

No	排水区	名 称	形 状 ・ 延 長	位 置
1	堀ノ内	吐室B号水路	・1350～・2000×1500mm L=397.3m	大津町3-17-10 ～大津漁港
2	大 津	吐室A号水路	・1350～・2250×1500mm L=499.7m	大津町2-7-10 ～馬堀海岸1-17-13
3	馬 堀	吐室E号水路	・800～・1100mm L=495.8m	大津町2-11-1 ～馬堀海岸2-1-1
4	馬 堀	吐室C号水路	・1650～・2600×1400mm L=556.8m	馬堀町2-10-33 ～馬堀海岸2-16-3
5	馬 堀	吐室A・B号水路	・800～・2000mm L=469.3m	馬堀町3-11-23 ～馬堀海岸4-1

雨水調整池・遊水池巡回点検か所

別表 4

No	種類	排水区	番号	名称	住所	事業概要			構造	兼用公園名	かぎ
						集水面積 (ha)	貯留量 (t)	敷地面積 (㎡)			
1	調 整 池	平作川水系	3	池上1号金谷2丁目コモンシティ湘南衣笠調整池	金谷2-14	0.35	210	223	掘込み式		69
2			19	池上1丁目平作川調整池	池上1-7	1.25	901	439	掘込み式		69
3			21	池上7丁目1号調整池	池上7-4220-1	13.27	10095	2472.95	掘込み式		69
4			42	上土地区画整理組合2号調整池	池上7丁目44番地先	3.35	5320	2200	掘込み式		
5			4	小矢部1号小矢部3丁目湘南衣笠台調整池	小矢部3-16	4.44	4105.8	1110	掘込み式		69
6			5	小矢部2号小矢部1丁目湘南衣笠台調整池	小矢部1-13	2.07	1969.8	605	掘込み式		69
7			45	森崎5丁目調整池	森崎5-121-33	7.54	2647.55	854.98	地下式		
8			26	経世ハウス(株)オリーブタウン調整池	平作1-23	0.21	112	48.55	地下式		69
9			17	鶴が丘2丁目鶴が丘調整池	鶴が丘2-9	1.9	3082	981	掘込み式		73
10			43	(仮称)鶴が丘分譲計画調整池	鶴が丘2-13	0.86	4443.39	146.05	地下式		45
11			39	公郷5丁目都市林地下調整池	公郷町5-62-39	2.29	1423.96	362.87	地下式		73
12			40	公郷5丁目公園地下調整池	公郷町5-62-6	2.15	1292.3	380.64	プレキャスト	公郷5丁目公園	
13			30	根岸町2丁目調整池	根岸町2-12	0.47	63.16	94.93	掘込み式		
14			41	根岸町2丁目(第1現場)雨水調整池	根岸町2-10	0.31	166.16	59.62	掘込み式		45
15			46	根岸町1丁目1号調整池	根岸町1-9-12	0.5	553.1	214	掘込み式		
16			47	根岸町1丁目2号調整池	根岸町1-139-5	0.61	515.06	307	掘込み式		
17			7	池田1丁目調整池	池田町1-1	5.7	5890	1463	掘込み式	池田1丁目第2公園	69
18			10	吉井2丁目1号調整池	吉井2-6	28.87	19928	5686	掘込み式	吉井2丁目第2公園	73
19			11	池田町3丁目2号調整池	吉井2-7	33.35	35125	10497	掘込み式	吉井2丁目公園	69
20			22	池田町1丁目A号調整池	池田町1-6-52	1.24	1229.9	456	地下式	池田1丁目第3公園	なし
21			23	池田町1丁目B号調整池	池田町1-53-17	2	1466.4	820.01	掘込み式		69
22			24	池田町1丁目C号調整池	池田町1-6-55	2.75	3412.2	973.59	掘込み式		69
23			6	岩戸3丁目調整池	岩戸3-17	2.43	770	220	掘込み式		69
24			29	富士見町1丁目調整池	三春町6-60	0.106	48.76	29.6	地下式		69
25			27	追浜本町1丁目調整池	追浜本町1-90	0.9	477.7	157.06	地下式	追浜本町1丁目公園	なし
26			32	船越町8丁目調整池	船越町8-15	0.53	321.52	238	掘込み式		
27			1	逸見が丘 1調整池	逸見が丘 1	5.18	5575	1500.19	掘込み式		69
28			2	逸見が丘 4調整池	逸見が丘 4	5.18	4511.6	2726.88	掘込み式	逸見が丘公園	73
29			20	東逸見4丁目3号調整池	東逸見町4-16-94	4.3	3340	700.48	掘込み式		69

30	その他	浦郷	31	浦郷町1丁目調整池	浦郷町1-20-21	0.37	187.12	54.22	プラスチック			
31			34	追浜東町2丁目調整池	追浜東町2-30-32	1.35	825.66	300.24	掘込み式			
32			35	追浜東町2丁目A調整池	追浜町2-25-9	0.85	1074.12	565.33	地下式	追浜東町2丁目公園		
33			36	追浜東町2丁目B調整池	追浜東町2-3-34	1.7	1393.68	451.46	地下式		69	
34		坂本	18	池上1丁目宇東川調整池	池上1-11	0.75	559	255	掘込み式		69	
35		堀ノ内	37	三春町5丁目A号調整池	三春町5-30-68	0.92	719.71	264.45	掘込み式		45	
36			38	三春町5丁目B号調整池	三春町5-30-67	0.65	430.97	171.11	地下式		45	
37		馬堀	33	馬堀海岸4丁目調整池	馬堀海岸4-1-75	0.57	284.98	386.44	貯留浸透併用 プラスチック製			
38		浦賀	12	吉井4丁目3号調整池	吉井4-18	4.87	6837	2223.7	掘込み式	吉井4丁目第2公園	69	
39			13	吉井4丁目4号調整池	吉井4-27	2.47	2610	1004.4	掘込み式		73	
40			8	浦賀町5丁目調整池	浦賀町5-38	5.31	5930	1966.8	掘込み式	浦賀5丁目第5公園	73	
41			25	西浦賀町3丁目調整池	西浦賀3-104-33	0.82	711.6	309.39	地下式	西浦賀3丁目公園	なし	
42		鴨居	9	小原台調整池	小原台60	2.18	1409	755.82	掘込み式		69	
43	長沢川	28	光の丘8光の丘調整池	光の丘3971-10	0	22.799.2	0	掘込み式	光の丘公園	69		
44	遊水池	平作川水系	衣笠	14	籠遊水池	平作6-5	3.31	2450	1456	掘込み式	局管理 広場	なし
45				15	栄地谷遊水池	平作5-13	5.38	4400	2836	掘込み式	局管理 広場	なし
46		その他	大津	16	貞昌寺遊水池	馬堀町1-89	1.57	1170	483	掘込み式		なし

遊歩道・広場の巡回点検か所

別表 5

No	名 称	住 所	巡 回 内 容
1	ふれあい下水道	池上 3-1 ~ 平作 8-20	施設内清掃、スクリーン
2	籠遊水池	平作 6-5	施設内清掃、スクリーン
3	栄地谷遊水池	平作 5-13	施設内清掃、スクリーン
4	野比沼の池	野比 4-2	施設内清掃、スクリーン

産業廃棄物処理作業（混合廃棄物）特記仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の混合廃棄物

数量：1 t（予定数量）

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生し

た損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB 2票で代えることができる。

（検査等）

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

（契約の解除）

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

（協議）

第7条 この契約に定めのない事項については、上下水道局契約規程（平成16年横須賀市上下水道企業管理規程第11号）によりその例によることとされている契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）に基づく甲の指示によるものとする。

2 前項の指示により難いとき又はこの契約に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処分先 (中間処分又は最終処分)

事業場の名称 : 木村金属工業株式会社
所在地 : 横須賀市内川二丁目4番36号
処分の方法 : 中間処分
施設の処理能力 : 破碎施設 (100.9584 t/ 8h)

2 再生先

事業場の名称 : _____
所在地 : _____
再生の方法 : _____
施設の処理能力 : _____

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であつて、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

公共下水道管路施設巡回業務委託（その2）

横須賀市公共下水道区域

